

「平成 28 年度第 2 回『消費者庁・国民生活センター等』徳島誘致協議会」会議録

I 日時：平成 29 年 2 月 8 日（水）午前 11 時 35 分～午後 12 時 10 分

II 場所：県庁 10 階大会議室

III 出席者（46 名中 38 名出席（代理含む））

西宮映二会長、松重和美副会長、中村太一委員、山本紘一委員、柿内慎市委員、住友武秀委員、清重泰孝委員、杉本直樹委員、野地澄晴委員、桐野豊委員、遠藤彰良委員、石川智能委員、森本佳広委員、川越敏良委員、米田豊彦委員、漆原完次委員、松崎美穂子委員、加渡いづみ委員、富士光弘委員、梶原樹委員、齋藤郁雄委員、野田誠委員、永濱浩幸委員、沼守則幸委員、森浦源泰委員、松内雅博委員、市岡通裕委員、山下一夫委員（代理）、松原博委員（代理）、原恒子委員（代理）、植田和俊委員（代理）、岡田好史委員（代理）、久米順二委員（代理）、岡本富治委員（代理）、近藤明子委員、青木正繁委員、安原裕人委員、飯泉嘉門委員

IV 次第

- 1 開会
- 2 これまでの経過報告と県の今後の取組みについて
- 3 協議会の今後のあり方について
- 4 新たな行動宣言について
- 5 その他
- 6 閉会

《配付資料》

- 資料 1 これまでの活動経過と県の今後の取組みについて
- 資料 2 協議会設置要綱（案）
- 資料 3 協議会行動宣言（案）

V 会議録

（事務局）

お待たせしました。ただいまから「『消費者庁・国民生活センター等』徳島誘致協議会」を開会させていただきます。開会に当たりまして、まず西宮会長からご挨拶をお願いいたします。

（西宮会長）

本日はお忙しい中、「『消費者庁・国民生活センター等』徳島誘致協議会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年 8 月 1 日開催の協議会以降、8 月 9 日には、加渡委員と一緒に飯泉知事に同行いたしまして、就任直後の松本内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、それから山本内閣府特命担当大臣（まち・ひと・しごと創生）に対し、消費者庁等の徳島移転の実現に向けた取組みの強力な推進を求める要請文をお渡しさせていただきました。その後は皆様ご承知の通り、9 月 1 日にはまち・ひと・しごと創生本部により「消

費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を来年度徳島県に設置することや、国民生活センターの研修業務や商品テスト業務を徳島県で行うこと、そして、これらの取組みについて3年後を目途に検証・見直しを行って結論を得ることなどが決定されたところであります。

この決定は、消費者庁等の徳島への全面移転の「第一歩」につながるものでございます。これまで、委員の皆様方がそれぞれのお立場から誘致活動をサポートしていただいたご尽力の賜ということで、会長として深く感謝を申し上げます。この国の決定を受け、現在、消費者庁と県が連携協力し、消費者庁等の新拠点の開設に向け、着々と準備が進められております。こうした中、我々といたしましても国や県の取組みを全面的に支援すべく、挙県一致でのさらなる機運醸成を図るとともに、当協議会の今後の新たな取組みの方向性について、委員の皆様方にお伺いしたい、という思いから、本日会議を開催させていただいた次第であります。

本日の会が、徳島への全面移転の実現という「未来に向けた有意義な会」となりますよう、皆様方のご協力を賜りますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

（事務局）

ありがとうございます。それでは、以後の会の進行につきましては西宮会長にお願い申し上げます。会長、よろしく願いいたします。

（西宮会長）

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず次第の「2 これまでの活動報告と県の今後の取組みについて」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

消費者行政推進課長の勝間でございます。私の方からこの資料1に基づきまして、これまでの活動経過と県の今後の取組みについて、簡潔にご説明をさせていただきます。

まず2ページ目でございます。ただいま会長からご挨拶があった通り、昨年2月の県の誘致協議会の発足以降、行動宣言・要請文それぞれ決議いただき、消費者庁長官・河野大臣・山本大臣・松本大臣への要請を行っていただきました。その成果といたしまして昨年の9月、安倍総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部の方針として、来年度、新未来創造オフィスが徳島県にできること、それから国民生活センターの研修や商品テストのプロジェクトを実施すること、それから全面移転を含めて3年後を目途に検証見直しを行っていただけることが示されたところでございます。また、国の昨年末の政府予算案では関連予算として5.5億円が計上されています。この成果に結びついたことをまずもってお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

3ページです。消費者行政新未来創造オフィスではいったいどんなことをするのかということを描にしたペーパーでございます。これは消費者庁が作成し説明しているペーパーでございますけれども、真ん中に新未来創造オフィスという部分が青い背景で書かれています。消費者庁といたしましては3つの柱でプロジェクトを集中的に実施したいということでございます。1として「理論的先進的な調査研究」、2として「全国展開を見据えたモデルプロジェクト」、それに加えてまさに「消費者庁の働き方改革の拠点」としての位置づけもしっかりとここで持たせたいということでございます。また、このオフィスには消費者庁ばかりではなく国民生活センターもオフィスを構えるということでございます。現在この内容につきましては予算を含めまして国会で審議を進め、準備が進められていると聞いているところでございます。それに対応する部分が次

の4ページです。それに対応する形で県の方としても来年度3つの柱を掲げて施策を推進したいと考えております。

まず1番目といたしまして、「消費者庁の新オフィスの活動を全力でサポート」する。2番目として「新次元の『消費者行政・消費者教育』を展開し、成果を全国に発信」する。3番目として「働き方改革や企業の地方移転を強力に推進」する、ということで全庁的に見て49事業6.6億円を今回平成29年度当初予算として計上していきたいと考えているところでございます。

またこのうち赤字で書いている「とくしま消費者行政プラットホーム」というのがございます。県庁の中に関係団体の皆様方、特に今日お集まりの皆様方のような関係団体が集まっただき、消費者庁が行うプロジェクトの支援や消費者庁への提案提言等を行っていただくようなオープンスペースとして整備を進めていきたいと思っておりますので、ご活用をお願いしたいと思っております。このような消費者庁の移転に向けて一步一步着実に歩みを進め、地方への新たな人の流れを確かなものになりたいと考えておりますので今後ともご協力をお願いいたします。以上で説明を終わります。

(西宮会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたように、消費者庁等の徳島移転に向けた取組みは、今回、「消費者行政新未来創造オフィス」の設置が決定したことをもって、次の新たな段階へと移行しつつあります。

そこで、次第の「3 協議会の今後のあり方について」でございしますが、この新たな段階に対応していくため、我々誘致協議会といたしましてもこの際あり方を見直すべきではないかと考えております。これについて、ひとつの案を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局からご説明させていただきます。右肩に資料2と書かれている要綱の案をお配りしているかと思えます。この案に基づいてご説明いたします。

まず変更の趣旨ですけれども今会長の方から申し上げました通り、新オフィスの設置という動きがございます。この動きをしっかりと消費者庁の全面移転につなげていくという観点から組織の改編を進めるものでございます。まず第1条でございます。下線部分が今の誘致協議会からの変更部分でございます。

まず名称を「消費者庁等移転推進協議会」と変更させていただきたいと考えております。それと第2条でございますけれども、所掌事務(4)でございます。今度新しくできる消費者行政新未来創造オフィスの活動支援をここに位置づけるとともに、先ほど県の取組みの中でもご説明いたしました「とくしま消費者行政プラットホーム」を是非とも県と共同で設置し、活用いただくということをここに明記させていただきたいという風に考えているところでございます。次に第3条でございます。組織・委員のことでございますけれども、提案といたしましては、現誘致協議会のメンバーを、そのまま新しい協議会のメンバーとさせていただきたいということ、それに加えてNHK徳島放送局長様、鳴門教育大学学長様にお声がけをいたしましたところご快諾いただいておりますので、委員として追加をさせていただきたいと考えているところでございます。また第4条でございます。会長・副会長の規定でございますけれども、これにつきましても誘致協議会に引き、続き西宮会長・松重副会長にお願いできればと考えています。最後第6条ですが事務局につきましては我々消費者行政推進課が担いたいと考えているところでございます。以上でございます。

(西宮会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からは、協議会の名称変更を含め協議会設置要綱を改正するこ

と、協議会に新たな委員をお迎えすること、そして、私と松重副会長を引き続き会長・副会長に、という話がありましたが、立候補される方がいらっしゃいましたら遠慮なく立候補していただきたいと思います。この三点の説明がありましたが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

(西宮会長)

ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、協議会設置要綱を資料2の通り改正いたします。それとNHK徳島放送局の安原局長さんと、鳴門教育大学の山下学長さんを委員として協議会にお迎えすることとします。3点目の会長・副会長につきましては引き続き私と松重副会長が務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。松重副会長、よろしく願いいたします。それでは、新たに委員となられた方々をご紹介します。NHK徳島支局の安原局長さん、それから本日はご都合により大石副学長さんに代理で来ていただいておりますが鳴門教育大学の山下学長さんです。それではお席の方へお着きください。

それではお二人からご挨拶をお願いしたいと思います。まず安原委員、お願いいたします。

(安原委員)

はい。消費者庁全面移転に向けて、微力ながら全力でサポートしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

(西宮会長)

続きまして大石副学長さん、お願いします。

(大石副学長)

今日は学長山下の代理で出席させていただきました。本学も昨年には、消費者庁長官・次長が来られました。そして要請もあり、このように協議会に呼んでいただきましたので、全力で進めていきたいと思えます。3月16日には来年度に向けて消費者教育をどのように進めていくかということで、学長が川口次長を訪問し協議することになっています。消費者教育に強い教員の養成、学校教育における消費者教育の推進など、これらを柱としながら全面的にやっていきたいと思えます。現在プロジェクトを立ち上げて、24名の教員とともに進めています。どうか皆さんとともに消費者庁が徳島に誘致されますよう、全力で進めていきたいと思えますのでよろしくお願い申し上げます。

(西宮会長)

よろしくお願い致します。それでは事務局から、改正後の協議会設置要綱と新たな委員名簿を配布させていただきます。

(事務局から配布)

(西宮会長)

次に、次第の「4 新たな行動宣言について」でございますが、お手元の資料3をご覧ください。内容につきましては私から説明させていただこうと思えます。

行動宣言と書いてございますが、ひとつ目、それからふたつ目のパラグラフにはここに至るまでの背景、それから経過を記述させていただいております。その下の三つ目のパラグラフからが今回の行動宣言の肝となると思いますので少し読み上げさせていただきます。「この新オフィスの取組み、ひいては、消費者庁等の徳島移転は、徳島を実証フィールドとして活用することにより、全国の消費者の利益に資する高い成果をうみだし、消費者行政を新たな次元に引き上げることはもとより、この国のあり方そのものにとっても、地方への新たな人の流れを創出し、『働き方改革』を実現するための、重要な試金石となるものであり、『地方創生』、『一億総活躍社会』に向けた取組みを、大きく加速することに繋がるものと確信しております。そのため、我々、『消費者庁等移転推進協議会』は、『地方創生、そして一億総活躍社会を徳島から切り拓く』との信念のもと、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの一日も早い徳島県への全面移転が実現できるよう、挙県一致で、取り組むことをここに宣言し、『消費者行政新未来創造オフィス（仮称）において、新次元の消費者行政・消費者教育』が展開され、その成果が全国に発信できるよう、県とともに、あらゆる側面からサポートして参ります。」

といった行動宣言の内容でございます。この文案についていかがでしょうか。

（「異議なし」との声）

（西宮会長）

異議なしとのことでございますが、これで採択させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

（西宮会長）

ありがとうございます。それではこの行動宣言を採択させていただいて、全員で、挙県一致で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議題は以上でございますが、ここで飯泉知事から委員の皆様へご挨拶をいただきたいと思っております。知事よろしく願いします。

（飯泉知事）

はい。西宮会長さんをはじめ委員の皆様方におかれましては当協議会を通じまして、消費者庁等の徳島誘致、その理解を県内外において大いに高めていただいたところであります。おかげをもちまして、今年の夏と言われておりますが、県庁10階、ちょうどこのフロアになるわけですが、こちらに50名規模で消費者行政新未来創造オフィスが設置され、また徳島というフィールドをもって消費者行政・消費者教育、まさに新次元のものが展開される運びとなりました。まずは心から感謝を申し上げたいと思っております。本当にどうもありがとうございます。

そしてこのたびは新たに設置されるオフィスに対しての活動支援という新たな目的と、そしてまた協議会の名前につきましても「消費者庁等移転推進協議会」と、よりパワーアップをし、メンバーの皆さん方も拡大をされたところであり、また、ただ今、挙県一致で進めていただけると、こうしたお話もいただいたところであります。3年間、検証期間と言われていたわけですが、このとらえ方、徳島県としては課題解決先進県として逆に消費者行政・消費者教育の新たな展開をしていくための3年間をいただいたものと、前向きにとらえさせていただいているところであります。ぜひ皆さん方とともに力を合わせ、まさにおっしゃっていただいた挙県一致で、明治開闢以来のこの国の統治機構のあり方、東京一極集中の是正に向けまして、徳島が

その処方箋を発信できますように大いに頑張って参りたい、このように考えておりますので、これからも西宮会長さんをはじめ皆様方にはご協力方よろしくお願ひ申し上げまして、私からの感謝の言葉とさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

(西宮会長)

知事、どうもありがとうございます。以上で本日の予定はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。本日採択いただきました行動宣言の通り、消費者庁等の徳島への全面移転の実現に向けて、これまで以上に皆様方とともに、まさに挙県一致で取り組んで参りたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それではマイクを事務局にお返しします。

(事務局)

西宮会長、ありがとうございました。それではこれをもちまして、協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

～以上～